平成 26 年５月 28 日

各　　位

会　社　名 株 式 会 社 エ ム ア ッ プ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 美 藤 宏 一 郎
（コード番号：3661）
問い合わせ先　取締役総務経理部長　藤　池　季　樹
TEL. 03-5467-7125

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年５月 28 日開催の取締役会において、平成 26 年６月 27 日開催の第 10 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．変更の目的

より機動的な資本政策を図ることを可能にするため、剰余金の配当、自己株式の取得等を含む剰余金の処分等を、取締役会の決議により行うことを可能とする規定を新設するものであります。

また、経営環境の変化等により迅速に対応することを目的として、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。併せて、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 9 期定時株主総会において選任された取締役の任期の効力発生時期に関する附則を設けるものであります。

上記変更に伴う条数の繰り下げ等の所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次頁以下の新旧対比表の通りであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 26 年６月 27 日（金）
定款変更の効力発生日（予定）	平成 26 年６月 27 日（金）

（下線部は変更個所）

現行定款	変更案
第１条～第７条（条文省略）	第１条～第７条（現行どおり）
（新　　設）	（自己株式の取得） 第８条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
第８条～第 18 条（条文省略）	第９条～第 19 条（現行どおり）
（任　期） 第 19 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	（任　　期） 第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削　　除）
第 20 条～第 36 条（条文省略）	第 21 条～第 37 条（現行どおり）
（期末配当金） 第 37 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払うことができる。	（剰余金の配当等の決定機関） 第 38 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。
（中間配当） 第 38 条　当会社は取締役会の決議によって、毎年９月 30 日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）金銭による剰余金の配当をすることができる。	（剰余金の配当の基準日） 第 39 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。 ３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第 39 条　　（条文省略）	第 40 条　　（現行どおり）

附則 （新　　設）	附則 第1条　第20条の規定にかかわらず、平成25年6月27日開催の第9期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成27年開催予定の第11期定時株主総会終結の時までとする。 第2条　本附則第1条から本条までの規定は、平成27年開催予定の第11期定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。

以上